

H家(さくら台)茶々



【種類】チンチラ(オス6歳)

口の横に髭のような模様があるのが特徴です。とても穏やかな性格で寝ることとおやつが大好きです!

S家(ひたち野東)すず



【種類】トイ・プードル(メス1歳)

元気がいっぱい可愛い我が家のアイドルです♥

ペットの
写真
募集中!

投稿者氏名、住所、電話番号、ペットの名前(ふりがな)種類、性別、年齢、30~40字の紹介コメントを記入の上、メールか封書でお送りください。

【宛先】〒300-1292 牛久市中央3-15-1 「環境政策課 わんにゃんこ」係 [E] kankyoku@city.ushiku.ibaraki.jp

※犬は市に登録していること。※封書の場合、写真は返却しません。

※掲載に不適切と思われる写真については、掲載しない場合があります。



問 環境政策課 ☎内線1563

猫は室内で飼いましょう!

屋外には、交通事故や感染症、他の猫との争いによるケガなど、猫にとって多くの危険があります。また、糞尿や鳴き声、ゴミ荒らしなどの、猫による周囲の人への被害をなくすことは飼い主の責務でもあります。キャットタワーやトイ、爪とぎなどを設置し、

猫にとって快適な室内環境を整え、飼い主とコミュニケーションをとるにより、室内で幸せに暮らすことができます。飼う猫の命を守り、近隣に迷惑を及ぼさないためにも、猫は室内で飼いましょう。

動物との共生協力員(ボランティア)を募集しています

市では【動物との共生協力員】(ボランティア)に登録していただいた方と、飼い主のいない猫の繁殖抑制などの動物愛護に関する活動に取り組んでいます。この活動や保護猫に関する活動にご興味をお持ちで、協力してみたいという方は、ぜひ一度、環境政策課までお問い合わせください。



消費生活の窓

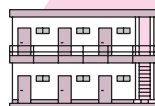
不安なときは牛久市消費生活センターへご相談ください!

牛久市消費生活センター ☎830-8802

(市役所本庁舎3階 未来創造課内)

《相談日》月~金曜日(午前9時~正午/午後1時~4時) ※祝日除く

賃貸住宅の退去時のトラブルにご注意!



【事例1】6年半居住した賃貸マンションを退去した。※原状回復費用としてクロスと張替えの請求書が届いた。故意や過失でクロスを損傷した覚えが無く納得できない。

【事例2】敷金礼金不要のアパートを退去した際にシャワーヘッドの交換費用を請求され、入居時から不具合があったと伝えたが証拠がないと言われた。

「トラブルにならないためのポイント」

- ① 契約書の記載内容の説明をよく聞き、入居時の負担、退去時の条件、特約部分もよく確認しましょう。
 - ② 入居時、賃貸住宅の現在の状況をよく確認し、写真に撮るなど記録に残しましょう。
 - ③ 入居中にトラブルが起きたらすぐに貸主側に相談し記録を残しましょう。
 - ④ 退去時の立会いは必ず行い原状回復の有無を確認しましょう。
 - ⑤ 退去に伴う修繕費用等の請求明細を求め、納得できない場合には貸主側に説明を求めましょう。
- (※原状回復とは、賃貸借契約終了時に、賃借人(借り主)が部屋を借りた時の状態に戻して貸主に返還する義務のことです。通常の使用による消耗(白焼け、家具の跡)や経年劣化は含まれず、故意・過失による損傷のみを復旧する義務を負います。)